

# 堤防除草における植物成長調整剤等の試行運用について

## 目 的

堤防は状態を把握するために年2回の点検（7月上旬～・10月下旬～）を行っています。その点検を行いやすくするために、堤防の除草を実施しています。

本来、堤防は草丈の低い芝で覆われていますが、外来種の侵入・繁茂により草丈が高くなると、日常の巡視における堤防の状態把握がしづらく、また、除草時に発生する刈草の量が多くなり、処分に年間約1.8億円の費用がかかっています。

このため、堤防の植生を芝に転換して日常の巡視を行いやすくするとともに、刈草の量を減らし処分費を縮減することを目的に、植物成長調整剤等の散布を試行的に実施します。

## 植物成長調整剤等※とは

- 植物の成長を促進、抑制するなど成長調整作用等のある薬剤です。
- 今回使用する植物成長調整剤等は農薬取締法において農林水産省の登録許可を受けた薬剤であり、使用上の注意を守って使用します。
- 試行フィールドで継続して取り組み、効果や安全性を確認済みです。
- 草丈の高い外来種が減少し、草丈の低い芝やチガヤが繁茂することを確認しております。

※植物成長調整剤・土壌処理剤・茎葉処理剤

## ＜試行フィールドでの実施効果＞

1年目



5年目



雑草の抑制  
芝の回復  
チガヤの維持

## ＜植物成長調整剤等の散布について＞

- 周囲への飛散防止に配慮し、植物成長調整剤等を年2回程度散布します。
- 散布作業範囲の起終点及び中間点等に作業中看板を設置し、周囲への安全第一で実施します。

### 【技術的支援】

国土交通省 近畿地方整備局 近畿技術事務所 品質調査課

### 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課

電話番号 072-843-2861